

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
① パシフィックコンサルタンツ株式会社	東京都千代田区神田錦町3-22	5-000290
② 株式会社ジイケイ設計	東京都豊島区高田3-37-10	5-000692

注) 業者番号「5-」は県外の建設コンサルタント業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

- ① 令和4年4月27日 ～ 令和4年10月26日 (6か月)
- ② 令和4年4月27日 ～ 令和5年1月26日 (9か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設コンサルタント業務

4 事実概要

①の使用人及び②の使用人は、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁（呉羽山・城山連絡橋）設計等業務委託」の契約に関し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売等妨害の疑いで富山県警に逮捕された。その後、同市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関しても、令和4年2月14日、公契約関係競売等妨害の疑いで再逮捕された。

また、②の元役員は、令和4年2月14日に書類送検され、令和4年3月8日、両使用人とともに公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。

5 指名停止理由

上記2社の使用人が公契約関係競売等妨害の疑いで再逮捕されたこと、及び、②の元役員が公契約関係競売等妨害の罪で起訴されたことが、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第2（談合及び競売入札妨害）第9号に該当するため。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第7号及び第8号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上12ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町978-6
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)